

## 印刷産業における化学物質管理のあり方に関する調査研究

### 1. 背景と目的

ダイオキシンなどへの規制強化や化学物質の環境への排出量・移動量に関する情報公開に向けた法制化など、化学物質に対する社会の関心が急速に高まってきている。

印刷産業界においては製版や印刷等を通して各種化学物質を利用しているものの、これら化学物質の種類や使用・排出状況は必ずしも明確になっているとは言えない状況にある。

そこで、印刷産業界で使用・排出される化学物質やその使用工程並びにその管理状況等を明確にするとともに、今後の環境への負荷低減に向けた対応・対策等について検討し、さらには化学物質の適正な管理・処理・リサイクル等に向けたガイドラインを作成することを目的とした。

### 2. 印刷産業における化学物質管理の現状

印刷産業における化学物質管理等の実態を把握するため、傘下会員企業 1100 事業所に対しアンケート調査を実施し、271 事業所の回答結果を分析した。概要は次のとおり。

#### (1)管理体制

約半数の事業所に環境管理担当者が設置されている。環境管理の専門担当者は少なく、他職と兼務が大部分となっている。環境マネジメントシステムについては、75%の事業所が導入について何らかの対応をとっており、3年前と比較して小規模事業所において同システムの導入を検討している事業所が飛躍的に増えている。

#### (2)意識

事業所規模の大小、所属する業界団体に関わらず、大部分の事業所が環境対策を重要と考えている。しかし実際に環境対策を積極的に取り組んでいる事業所は約半数にとどまる。

#### (3)PRTR 制度について

PRTR 制度を知っている事業所は約半数であり、特に小規模事業所で PRTR 制度を認識していない事業所が多い。PRTR 制度の実施にあたっては、行政、団体に対し情報提供やマニュアル類の作成を望む事業所が多い。

#### (4)MSDS の活用状況

MSDS を入手している事業所は全体の約 60%である。このうち、約 80%の事業所が MSDS を活用しており、その活用用途は原材料の成分把握目的が最も多い。

#### (5)事業所内での取組み

化学物質の適正な廃棄に取り組んでいる事業所が比較的多く、リサイクル、設備更新など費用がかかる項目や、計画的な化学物質管理に関する項目について取り組めないでいる割合が高い。小規模事業所では施設整備に取り組めないでいるが、大規模事業所においてもクローズド化など事業所のシステム全体に関連する施設整備には対応が困難となっている。化学物質の適正管理に取り組めないでいる理由としては、施設整備や代替品購入などでは費用不足、技術不足が主であり、情報収集、削減目標の設定、管理計画策定などでは具体的な取組み方がわからないことや人材不足が主因となっている。

### 3. 印刷関連業界等の現状

印刷業界へ原材料を供給するメーカーや製品納入先である顧客など、印刷産業界を取り巻く関連業界との連繋、協力が今後必要になることから、関連業界団体に対しヒアリングを実施した。概要は次のとおりである。

①インキ、製版材料等の原材料メーカー側は、MSDS の見なおしや使用量・排出量算定のための資料作成など、PRTR 制度の運用に向けた準備を進めている最中である。

②使用している化学物質や環境に負荷を与える物質の種類は各業界さまざまであるが、各業界とも環境問題に関連した各種調査研究に取り組んでいる。

③化学物質の削減や環境負荷の低減に向けては、1企業や1団体だけでの対応では不十分である。印刷産業界を含めたより多くの関連業界との情報交換や共同調査・研究の実施についての要望が多かった。

### 4. 海外における PRTR 制度の現状

化学物質管理制度等について諸外国の動向を把握するため、米国、カナダ、オーストラリア、英国、オランダ、EUの実態を調査した。主な動向は次のとおり。

#### (1)PRTR 制度の動向

各国の PRTR 制度は、その対象物質数や報告対象となる要件等さまざまであるが、対象物質の追加等各種改訂が行われている。特に英国、オランダでは、OECD のガイダンスマニュアルに則った大幅な改訂が行われているほか、米国では裾切り値の引き下げ等、報告義務が課せられる要件をより厳しくする改訂が予定されている。

#### (2)政府による支援

PRTR 制度の報告対象となる企業に対する支援策としては、調査対象国全てで政府機関から報告書の作成方法や排出量の推定方法に関するマニュアル類が発行されている。

#### (3)印刷業界の対応

海外の印刷産業界においても日本同様に中小規模の企業が多くを占めている。このため、PRTR 制度の裾切り値などにより、報告対象とならない事業所が多く、PRTR 制度に対しては目立った取組みがなされていない。

### 5. 化学物質管理に向けた取組み

#### 1)化学物質管理上の取組み

##### (1)現況の把握

事業所における化学物質の使用状況・排出状況などの把握、法律や制度の理解や継続的な情報収集の実施などが重要であり、これらの現況を把握した上で、各事業所のレベルや特性に応じた取組みを実践していくことが重要と考えられる。

##### (2)組織・体制の整備

化学物質管理担当者を明確にする、化学物質管理計画を整備する組織・体制の整備を

行う、事業所における目標や方針を明らかにするなど、組織・体制の整備を行い適切な管理を実施していくことが重要である。さらに、他事業所における優良事例の導入の検討を積極的に進めていく必要がある。

## 2)印刷業界団体としての取組み

### (1)情報提供等

情報不足等により化学物質管理に取組めないでいる事業所が多いため、これらの事業所に対し、パンフレット・マニュアルの配布、講習会の開催等を通じた継続的な情報提供の実施が望まれる。また、ネットワークを強化して情報交換を行い、常に業界の現状を把握することも必要である。

### (2)調査研究の継続

化学物質をはじめとした環境に影響を与えるものに関する調査研究を継続して実施するほか、印刷業界全体を視野に入れた化学物質削減目標の明確化や、目標達成に向けたプログラムの作成等についても検討する必要がある。

### (3)関連業界団体等との連携

原材料メーカー、印刷機械メーカー、顧客、廃棄物処理・リサイクル業者等の連携を強化し、化学物質の適正管理が実施されるようなネットワークを構築していく必要がある。

## 3)PRTR 制度運用に向けた取組み

### (1)事業者としての取組み

PRTR 制度に関する情報を収集し、制度を理解した上で事業所で実施しなければならない事項を整理し、データ整備などの準備に早急に取りかかる必要がある。

### (2)印刷業界団体としての取組み

#### ①情報提供

PRTR 制度に関する情報が広く行き渡っていないことから、PRTR 制度の主旨、仕組み、事業者の役割分担、実務的な内容等に関する情報を、早急にしかも全国規模で提供していく必要がある。

#### ②マニュアル等の整備

PRTR 制度の実務を進める上でのマニュアルやガイドライン、場合によっては数量を算出するためのプログラムなどのツールを作成し、広く提供していく必要がある。

## 6.印刷産業における化学物質管理ガイドライン

本報告書では、印刷関連事業所において化学物質の適正な使用・管理・処理等を推進するため、ガイドラインを作成した。